

武蔵野市学童クラブ育成指針

第1 育成指針の目的

学童クラブは、小学校の授業の終了後、保護者の就労、病気等により家庭において保護者の適切な監護を受けられない子どもに学童クラブの施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を図ることを目的に設置されている。この育成指針は、子どもの健全育成と遊び及び生活の支援に寄与することを目的に各学童クラブにおいて実施すべき育成支援について定めるものである。

第2 育成理念

子どもの最善の利益を考慮して、保護者と連携を図りながら、子どもにとって学童クラブが安心して過ごせる生活の場となるよう、育成支援を推進する。また、学校や地域、あそべえ等、様々な社会資源との連携を図りながら、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援する。一人ひとりの子どもが、同年齢や異年齢の他の子ども、放課後児童支援員等とのつながりの中で、個性を大切にしつつ集団の一員として自主性、自立性、社会性及び創造性を高めていくとともに、情操を豊かにし、次世代を担う子どもが健やかに成長するための一助となるよう、この育成指針にのっとり育成を行う。

第3 運営

放課後児童支援員等（以下、支援員等という）は、学童クラブにおいて子どもの健全な育成と遊び及び生活のため、以下の育成支援を行うよう努める。

1 子どもが安全に過ごせる場の提供

- (1) 施設や遊具の点検整備を行い、安全な環境づくりに努める。
- (2) 出欠席、登所、退所等についての報告は保護者から直接受け、子どもの所在を把握する。
- (3) 日常の子どもの心身の状況を把握し、健康管理を図るとともに、衛生的な習慣が身に付くよう支援する。
- (4) 学童クラブでの生活や行き帰りにおいて自らの安全を守るための行動について学習し習得できるように援助し、安全指導を行う。また、事故や緊急時には的確な対応が執れるよう防災や防犯に関する訓練を定期的に行う。
- (5) 学童クラブでの様々な活動を通じて、自己及び他の子どもの危険と安全に対する判断力が養われるよう配慮する。
- (6) 日々施設や備品の清掃や、おやつ等の衛生・品質管理を行い、食中毒や感染症の発生を防止する。また、室内のレイアウトや装飾等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるよう育成環境を保つ。

2 子どもが安心して過ごせる環境づくり

- (1) 学童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるよう保護者とともに援助し、放課後及び学校休業日の生活の場として、一人ひとりの子どもが尊重され、安心してのびのびと過ごせる場となるよう配慮する。
- (2) 子どもの発達状況、家庭状況、学校での生活等を把握し、一人ひとりの心身を理解するよう努める。
- (3) 子どもの日常の様子を把握し、友達関係や行動等、気になることが見られる場合には、その理由や子どもの気持ちをくみ取るとともに、保護者と連携を密にし、適切な対応を図る。
- (4) 学童クラブでの育成中の事故、病気、怪我や子ども同士のけんか等のトラブルが生じた場合には、関係する子どもの保護者へ連絡するとともに、状況に応じて保護者や関係機関と連携協力することにより迅速な解決を図る。
- (5) あそべえや地域の公園等、学童クラブ以外の空間も活用し、子どもが快適に過ごす環境作りに努める。

- (6) 個々の子どもの通所コースを点検し、危険箇所等を子ども、保護者と共有することにより、通所時の安全を図る。

3 子どもの健やかな成長の支援

(1) 生活習慣の確立に向けての育成

- ア あいさつや自分のことは自分で行う等の基本的な生活習慣が身に付き、自立につながるよう支援する。
- イ 人の話を聞く、自分の意思を伝える、相手の気持ちを受け止める等、人との関わりの中でコミュニケーションの力を培っていけるよう支援する。
- ウ 学童クラブの決まりやルール、遊び等に子どもの意見を反映させ、考える力や自主的判断、表現する力が養われるよう支援する。
- エ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるよう、全体に共通にする生活時間の区切りをつくり、放課後の時間を自己管理できるように支援する。
- オ 子どもが宿題や読書、自習等の学習活動を自主的に行える環境づくりに努める。
- カ 子どもが協力し合って学童クラブの生活を維持していくことができるよう、集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるよう支援する。
- キ 異年齢集団での班活動や当番活動の中で、他の子どもへの積極的な関わりを促し、社会性が養われるよう支援し、友達や年下の仲間を思いやる気持ちを育てるよう支援する。
- ク それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わり、学年や成長に合わせた育成を行う。
- ・低学年の子どもへは、大人に見守られることで努力し、課題を達成し自信を深めていくことができる時期であることを踏まえ、安心して頼ることができる存在になれるよう心掛け、安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるよう育成する。
 - ・中学年の子どもへは、大人に頼らず活動しようとする子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるよう心掛け、子どもが自己の多様な可能性を確信できるよう、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。
 - ・高学年の子どもへは、大人から一層自立的になり、ある程度計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、身体的、心身的、発達の特徴を理解しつつ、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切に、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ケ 障害のある子どもや発達上に課題のある子どもが、学童クラブでの生活を通して共に成長できるように見通しを持って計画的な育成支援を行い、それぞれの特徴や状況に応じた遊びや生活の支援をする。
- ・障害のある子どもの受け入れにあたり、支援員等は、子どもや保護者と面談の機会を持つ等して、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
 - ・障害のある子どもとその保護者だけでなく、クラブで共に過ごす子どもやその保護者ともできるだけ障害についての知識を共有し、お互いが理解し共に成長できるよう支援する。
- コ 補食となるおやつについては、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮し、内容や量、提供時間等を工夫し、子どもがおやつの時間を楽しめるように配慮する。また、手洗いうがいの励行により衛生的習慣を身に付けられるよう支援する。
- ・食物アレルギーを持つ子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡をとりあい、安全に配慮して提供する。

(2) 遊びや各種活動を通しての育成

- ア 遊びや各種活動を通して自主性、社会性、創造性、協調性が育つよう支援する。また、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫する。
- イ 自由遊びにおいては、発達段階に応じた主体的な遊びにより一人ひとりの力や意欲を引き出せるよう支援する。

- ウ 集団遊びにおいては、異年齢で、また大勢で遊ぶ楽しさを共有でき、良い仲間関係が築けるよう支援する。
- エ あそべえ、コミュニティセンター、児童館等の行事に参加するとともに、校庭や公園等を活用し、子どもの遊びの範囲が広がるよう努める。
- オ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんか等については、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるよう、関わりを通して相手を理解する姿勢と許容する気持ちや忍耐力を養う。
- カ 子どもの間でいじめ等の問題が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、保護者や学校と連携して適切に対応する。

4 家庭、学校、地域、その他機関との連携

- (1) 子どもの様子を連絡帳、クラブだより、保護者会を通じて保護者に伝えるとともに、必要に応じ個人面談を行う等、積極的に保護者との信頼関係を築き、家庭と連携して育成できるよう努める。また、保護者の集まりである父母会とも学童クラブでの子どもの育成について連携協力して行い、保護者が活動や行事に参加する機会を設ける。
- (2) 保護者の信頼を得て身近な相談相手となれるよう努め、必要に応じて他の相談機関につなげる。
- (3) 定期的に学校と情報交換を行うとともに、必要な場合には懇談を行う等、連携を図る。
- (4) あそべえと円滑な協力ができるよう定期的な打ち合わせを行い、子どもの遊びをより豊かにできるよう連携して取り組む。
- (5) 虐待の疑いがある場合や、子どもや保護者に異変を感じた場合には、各自の判断だけで対応することは避け、慎重にかつ迅速に子ども家庭支援センター等の機関へ報告するとともに、連携した対応を図る。
- (6) 子どもの家庭環境について配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるよう努める。
- (7) 障害のある子どもや気になる子どもの育成については、定期的に専門相談員に相談し、家庭、学校、関係機関等と連携し、子どもにとってより良い育成ができるよう努める。
- (8) 地域の人たちと広く交流を図り、運営の内容を適切に説明し、学童クラブを理解してもらうとともに、地域の協力を得て共に連携して子どもを見守ることができるよう努める。
- (9) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるよう努め、連携協力して子どもの安全を確保する。
- (10) 新入会の子どもについては、利用の開始前に子どもや家庭の状況、保護者の希望を聞き取るとともに、学童クラブでの過ごし方について伝え、保護者と情報交換する。また、新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (11) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常的に地域の保健医療機関等と連携を図る。

第4 支援員等の役割

学童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えることを考慮し、専門職として仕事を進める上での倫理を自覚して、日々研鑽を積むことによって育成支援の内容の向上に努める。

- (1) 支援員等は職場倫理を自覚して、下記の八つの項目を遵守し職務に当たる。
 - ア 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
 - イ 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
 - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
 - エ 守秘義務を遵守する。
 - オ 関係法令に基づき個人情報を適切に取扱い、プライバシーを保護する。
 - カ 子どもや保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。

キ 支援員等が相互に協力し、幅広い知識や専門性を身に付けるため、研修に参加する等自己啓発に努め、事業内容の向上に努める。

ク 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

- (2) 年間指導計画を作成し、上記運営目標に沿って実施することにより、子どもの健全な育成に努める。
- (3) 子どもの育成状況を日誌に記録し、支援員等の共通認識の下に継続した育成に努める。また、職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- (4) 保護者との十分な対話により、信頼関係を構築できるよう努め、子どもに関する情報を家庭と学童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援する。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

第5 育成体制の整備

上記事項を円滑に実施するため、運営主体は武蔵野市学童クラブ条例及び武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に従い、以下の事項について整備し、実施するよう努める。

- (1) 子どもの安全を確保するとともに、支援員等が安心して育成に取り組めるよう、施設・備品については、定期的に点検し、必要に応じて整備又は改修を行う。また、子どもの生活に必要な備品や、遊びを豊かにする遊具や図書を整備する。
- (2) 育成に必要な最低面積を定員1人当たり1.65平方メートルとする。施設は遊び及び生活をするための場及び静養をするための場としての機能を備えた専用区画を設ける。
- (3) 支援員等の配置は、子ども集団の規模（支援の単位）ごとに2人以上とする。おおむね子ども20人に対し支援員1人を配置し、障害児2人に対し臨時職員1人をクラブに加配する等、各クラブが円滑な育成を行えるよう、適正な人員配置に努める。
- (4) 支援の単位は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下となるよう努める。
- (5) 支援員等は、武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定めるとおり、子どもを指導し、育成するための知識を有する保育士若しくは教員の有資格者又は同等の知識のある者とする。また、定期的に支援員及び臨時職員に対し子どもの育成に必要な研修を実施し、専門職としての質の向上に努める。
- (6) 子どもの安全を確保するための緊急時のマニュアル等子どもが安全で安心して過ごすために必要なマニュアルを適宜更新するとともに、全支援員間で周知徹底を図る。また、緊急時に備え、市や学校、保護者と連携し緊急時の対応を確認するとともに物資の準備を行う。
- (7) 障害のある子どもの受け入れにあたり、市は判断の基準や手続き等を定め公平性をもって判断する。また、受け入れにあたり個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- (8) 保護者や地域の人たち等からの学童クラブに関する意見、要望、苦情には、誠意を持って対応し、学童クラブに対する信頼が得られるよう努める。
- (9) 子どもや保護者の意見を取り入れて、運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表する。また、評価の結果については職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。